

(議事の要旨)

開始 1 4 時 0 4 分

[西田委員長]

ただいまから、平成 2 8 年度第 1 1 回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名は、濱屋委員にお願いいたします。

本日の案件は、追加案件も含めまして、議案 5 件、報告事項 1 件です。

なお、議案第 5 0 号から議案第 5 2 号は公開しない会議とし、会議の最後に審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認め、議案第 5 0 号から議案第 5 2 号は、会議規則第 1 2 条の規定により公開しない会議として、会議の最後に審議します。

[西田委員長]

それでは、議事に入ります。

議案第 4 8 号・日野市立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例の提出について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第 4 8 号 日野市立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例の提出について

[加藤学校課長]

議案第 4 8 号・日野市立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例の提出について、ご説明をさせていただきます。

議案書の 1 ページをご覧ください。

提案理由でございます。児童福祉法の改正に伴い、日野市立幼稚園保育料条例の一部を改正するものでございます。

議案書の 3 ページでご説明させていただきます。

新旧対照表でございます。先ほど提案理由で申し上げましたとおり、児童福祉法の改正により「情緒障害児短期治療施設」の名称が「児童心理治療施設」に変更となりました。これに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、この施設は保護者の虐待、学校や家庭での人間関係が原因となって、心理的に不安定となっている児童に対し、施設への入所若しくは通所により、心理面から治療、指導を受けることを目的とした施設でございます。施設の名称につきましても、この施設の支援の実態を踏まえて今回、名称変更が行われるものでございます。

また、合わせて引用する法律の条項等についても、所要の改正を行うものです。

議案書の 2 ページをご覧ください。

付則でございます。本条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行するものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたら、お願いいたします。

[西田委員長]

なければ、ご意見を伺います。

[西田委員長]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例の提出について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第４８号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長]

議案第４９号・日野市立学校学校医の解嘱について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第４９号 日野市立学校学校医の解嘱について

[加藤学校課長]

議案書の５ページをお開きください。

議案第４９号・日野市立学校学校医の解嘱について、ご説明申し上げます。

提案理由でございます。平成２９年度より第四幼稚園との統合により第三幼稚園が閉園となります。これに伴い第三幼稚園の園医、園歯科医を平成２９年４月１日より解嘱するものでございます。

６ページをお開きください。

こちらに記載されている方が今回、解嘱をする園医及び園歯科医のお名前と住所でございます。第三幼稚園の園医、園歯科医につきましては、昨年２月の定例会において、他の幼稚園と同様に学校医、園医の任用に関する規則に基づき、平成２８年４月１日から平成３０年３月３１日までの２年間の任期で、ご承認いただいております。

しかしながら、ここで第三幼稚園が閉園となりますので、残りの任用期間につきまして解嘱とさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたら、お願いいたします。

[西田委員長]

なければ、ご意見を伺います。

[西田委員長]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市立学校学校医の解嘱について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第４９号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長]

報告事項に入ります。

報告事項第２３号・行政情報の公開請求、について事務局より報告をお願いします。

○報告事項第２３号 行政情報の公開請求

[飯倉図書館長]

９ページの報告事項第２３号をお開きください。

行政情報の公開請求がございました。このことについて、ご報告させていただきます。

１０ページをお開きください。

行政情報の公開請求の内容につきましては、請求日、決定日、請求件名、決定内容、こちらに記載のあるとおりでございます。

以上、ご報告いたします。

[西田委員長]

事務局からの報告が終了しました。ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

[西田委員長]

なければ、報告事項第２３号を終了いたします。

[西田委員長]

これより議案第５０号から議案第５２号の審議に入りますが、これらの案件につきましては公開しない会議といたしますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えないと思います。異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

[西田委員長]

異議なしと認めます。関係職員以外の事務局説明員は退席してください。なお、本件の終了をもって、平成２８年度第１１回教育委員会定例会を閉会といたします。

（関係職員以外退室）

「教育委員会職員の分限休職の専決処分について」

「教育委員会職員の分限休職の専決処分について」

「教育管理職の異動（内申）について」

は公開しない会議の中で審議。

[西田委員長]

以上をもちまして、本日の案件はすべて終了いたしました。これにて平成２８年度第１１回教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 １４時１７分